

# 議会運営委員会 会議録

=====  
日 時 令和2年9月24日（木曜日）  
午前10時51分開会，午前11時06分閉会  
場 所 第3委員会室

---

- 日 程
- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 議長挨拶
  - 4 協議事項
    - (1) 委員会提出議案第2号  
刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）について
    - (2) 委員会提出議案第3号  
選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）について
    - (3) 委員会提出議案第4号  
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書（案）について
    - (4) その他
  - 5 閉 会
- 

## 出席委員（7名）

委員長	海老原	一郎
副委員長	吉田	千鶴子
委 員	吉田	博史
委 員	小坂	博
委 員	鈴木	一彦
委 員	塚原	圭二
委 員	勝田	達也

---

## 欠席委員（なし）

---

その他出席した者

議 長 篠塚 昌毅  
副議長 島岡 宏明

---

説明のため出席した者（なし）

---

事務局職員出席者

局 長 小松澤 文雄  
次 長 天貝 健一  
係 長 小野 聡  
主 査 寺嶋 克己  
主 任 松本 裕司

---

傍聴者（1名）

女 性 1名  
議 員 矢口 勝雄  
目黒 英一

---

○海老原委員長 ただ今から議会運営委員会を開会いたします。傍聴希望者がおりますがいかがいたしましょうか。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 はい。まず議長の方からご挨拶願います。

○篠塚議長 議会運営委員会の皆様お忙しいところありがとうございます。今議会運営委員会が、9月定例会の最後になる予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項(1)委員会提出議案第2号刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書(案)が、今野貴子総務市民委員長他6名から提出されました。事務局から説明をお願いします。

○天貝議会事務局次長 先ほど本会議におきまして、受理番号2の陳情が採択されました。これに伴いまして、総務市民委員会から提出されたものでございます。お手元の資料No. 1をお願いいたします。では、委員会提出議案第2号の議案書となります。1枚おめくりいただいて、意見書(案)を朗読させていただきます。刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書(案)刑事訴訟法に規定する再審は、無実の人が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁をうける冤罪は、あってはならないことです。しかし、再審が認められて無罪となる過程では、大きな壁があります。1つ目は、通常の審理では、公判前整理手続を通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されているのに対し、再審における証拠開示は制度化されていないことです。無罪となる証拠が当初から開示され、冤罪が生まれなければ、当事者の人生は全く別のものとなるはずです。2つ目は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。このことにより、再審請求審が長期化するおそれがあります。これらのように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴の制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。また、証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律の附則において政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする。と規定し、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。無実の者が誤った裁判から迅速に救済されるために、次の点について刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を行うことを要請します。1再審における検察手持ち証拠の開示制度の全面開示。2再審開始決定に対する検察の不服申立て(上訴)の禁止。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和2年何月何日土浦市議会、内閣総理大臣、法務大臣。以上でございます。

○海老原委員長 ただ今説明がありました。この件についてご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 ないようですので、この件は今後の全協で報告した上で、本会議に上程いたします。次に、協議事項(2)委員会提出議案第3号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書(案)が、今野貴子総務市民委員長他6名から提出されました。事務

局から説明願います。

○**天貝議会事務局次長** こちらにつきましても、先ほどの受理番号3と5の請願が採択されたことに伴いまして、提出されたものでございます。手元の資料No. 2をお願いいたします。委員会提出議案第3号でございます。1枚おめくりいただいて意見書

(案)を朗読させていただきます。選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書(案)1996年2月26日に法制審議会が夫婦同姓も別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に関する民法改正を答申してから24年が経過したが、いまだその見通しは立っていない。最近では2015年12月16日に、最高裁判所が夫婦同姓規定を合憲としつつも、選択肢が設けられていない事の不合理的については、国民的議論や民主主義的なプロセスにより検討されるべきであると、民法の見直しを国会に委ねたが、依然として議論は進まないままである。別姓が法的に認められない中、改姓によるアイデンティティの喪失やキャリアの分断を避けるため、旧姓の通称使用や事実婚を選択せざるを得ないカップルが少なくない。2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民が、反対を大きく上回ったことが明らかになった。特に初婚のピーク年齢がある30代における賛成・容認の割合は、84.4%にのぼっている。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において法務省が答弁したとおり、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけとなっている。家族のかたちの多様化が進む中、選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが、国会及び政府の責務であると考えている。よって、土浦市議会は、国会及び政府に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月24日土浦市議会、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、法務大臣。以上でございます。

○**海老原委員長** ただ今説明がありました。この件についてご質問等ございますか。

○**勝田委員** 中段以降に、夫婦同姓を義務づけている国は世界で日本だけとなっている。という衆議院法務委員会、法務省答弁とあるんですけど、これは、その通りであろうと思いますが、再度確認で、これは間違いはないのかということ、それから、その下ですけれども、適切な法的選択肢を用意することが大事である。ということが書いてありまして、私も賛同はいたしますが、基本的に現行の夫婦同姓を基本としながら、選択肢としてそれを行うのか、あるいは、最初からもう自由ですというのかを再度趣旨を確認させてください。

○**海老原委員長** 今の2点について、まず、1点目事務局から、夫婦同姓を義務付けているのは日本だけとなっている。その点について、事務局。

○**天貝議会事務局次長** 総務市民委員会の方で、この部分は議論になったというのはお伺いしております。その中で事実関係はあるというふうに議論されたというような話を伺いました。以上でございます。

○**海老原委員長** 2点目は。

○**天貝議会事務局次長** この文面を見ますと、下から3段目の家族のかたちの多様化が進む中、の次の行ですけれども、適切な法的選択肢を用意することが、とありますので

最初から選べるものだと理解いたします。以上です。

○海老原委員長 よろしいですか。

○勝田委員 はい。

○海老原委員長 その他、ご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 ないようですので、この意見書につきましては、この後の全協で報告した上で本会議に上程をいたします。次に、協議事項(3)委員会提出議案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)が、今野貴子総務市民委員長他6名から提出されました。事務局から説明を願います。

○天貝議会事務局次長 こちらにつきましては、全国議長会からの意見書の提出要請があったもので、総務市民委員会に内々に付託されたものでございます。そして、総務市民委員会で協議を行った結果、意見書(案)を委員会提出議案として、提出する運びとなったものです。手続きにつきましては、この後の全員協議会で議員提出の4分の3以上の賛成者があれば本会議に上程することとなります。資料No. 3をお願いいたします。委員会提出議案第4号でございます。意見書(案)を朗読させていただきます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。記1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月

24日土浦市議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。以上でございます。

○海老原委員長 この件につきまして、ご質問等ございませんか。

○勝田委員 記の5番の固定資産税の制度の根幹に影響する見直しは、行わないでください。ということは、国が行わないでくれという意味だと思うんですが、一方市町村の方では、固定資産税の税率というのは、ある一定の範囲内で動かしていますよね。税率というのは。そういった市の主体性に関しては、言及していないということですよね。変えることを行わない、見直しを行わないのは国であって、市町村のそういう自主性というか、裁量の部分を別に制限しているものではないですよ。そういうふうに読めるのですけど、一応確認のために。

○天貝議会事務局次長 あくまでも国に対してのものです。

○勝田委員 はい。ありがとうございます。

○海老原委員長 よろしいですか。その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、この議案につきましては、この後の全員協議会に上程に諮り、4分の3以上の賛成者があれば、本会議に上程することといたします。その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 なければ、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。